

転入学・編入学について

<p>並木中等教育学校に転入学(いわゆる転校)するには,</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在中等教育学校に在籍している生徒で、所定の規準を満たしていること。 ○転入学する正当な理由があり、教育上支障がないと認められること。 <p style="text-align: right;">が必要です。</p>	<p>並木中等教育学校に編入学するには,</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国にある学校等に在籍している生徒で、所定の規準を満たしていること。 ○編入学する正当な理由があり、教育上支障がないと認められること。 <p style="text-align: right;">が必要です。</p>
--	--

現在在籍されている学校の先生とよく相談して下さい。詳細は学校に直接お問い合わせください。原則として前期課程における編入学はありません。

1 並木中等教育学校への転入学について

(1) 応募資格

現在中等教育学校に在籍していて、次のア、イの両方に該当する者とします。

- ア 保護者と共に茨城県内に居住する、または居住する予定である者。
- イ 進路変更、一家転住などやむを得ない事由があると認められ、かつ、教育上支障がないと認められた者。

(2) 手続き

出願書類(下記①～⑦；ただし、⑥及び⑦は該当者のみ)

現在在籍している学校が作成・準備	保護者が作成・準備
①転学照会書 (ダウンロードしてお使い下さい。)	※⑥県外からの入学志願申請書 (ダウンロードしてお使い下さい。)
②成績証明書(履修・修得単位数記入)	※⑦転入先の住居を証明する書類
③在学証明書	
④単位修得証明書	※⑥、⑦該当者のみ
⑤在籍校の教育課程編成表	

※ 県外からの転居予定者の入学志願申請

県外に住所を有する者で、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な志願者については、「県外からの入学志願申請書」（様式第5号の1）及び「転入先の住居を証明する書類」を準備してください。

(3) 出願方法

出願書類は、在籍校を通して、本校に提出（郵送可）して下さい。

(4) 受験票の送付

当日の日程等を印刷した受験票を並木中等教育学校から送付します。

(5) 選抜方法

選抜検査の結果に面接及び提出書類を勘案して選抜します。
選抜検査教科は、国語、数学、英語とします。

(6) 合否発表

本人宛の通知を郵送します。

2 並木中等教育学校への編入学について

(1) 応募資格

外国にある学校等に在籍する生徒で、次のア、イ、ウのすべてに該当する者としてします。

- ア 保護者と共に県内に居住する、または居住することになる者。
- イ 相当等年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の適性があると認められた者。
- ウ 正当な事由があると認められ、かつ、教育上支障がないと認められた者。

以下「転入学」に同じ。